

令和4年10月

上野労働基準監督署ニュース



11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

厚生労働省では、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発を目的として期間中に次の事項を実施します。

- ① 労使の主体的な長時間労働削減に向けた取組の促進
- ② 労働局長によるベストプラクティス企業への訪問
- ③ 過重労働防止等を重点とした監督の実施
- ④ 過重労働解消相談ダイヤルの実施

令和4年11月5日(土) 9:00~17:00

☎0120-794-713

※労働基準監督官が相談に応じます。

- ⑤ 過重労働解消のための無料セミナーの開催（オンライン、会場開催）

働き過ぎていませんか。



詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

過重労働解消キャンペーン

検索



11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、未加入事業場に対して労働保険の加入促進に取り組みます。

労働保険は、政府管掌の強制加入保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を1名でも雇用している場合は、事業主又は労働者の意思にかかわらず、労働保険へ加入する法律上の義務があります。

労働保険の加入手続を取られていない事業主の皆様は、速やかに加入手続を取られるようお願いいたします。

なお、本来、労災保険の対象とならない中小事業主等の方も任意で、労災保険に加入できる特別加入制度があります。

万が一の事故に備えて、労働者と同様に現場で働く中小事業主等の皆様について、労働保険への特別加入を、この機会にご検討下さい。



詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

労働保険

検索



PCR検査や抗原検査で陽性で、自宅等で療養を行った場合、医師からの証明がなくても休業補償給付の請求ができます。

詳しくはこちら↓



当該療養期間について、PCR検査や抗原検査の陽性を確認できる書類（※）を自宅療養したことを客観的に推定できる書類として休業補償給付支給請求書に添付した上、請求してください。

（※）

・ MyHER-SYS の療養証明書（重症化リスクの高い方で MyHER-SYS が利用可能な方）

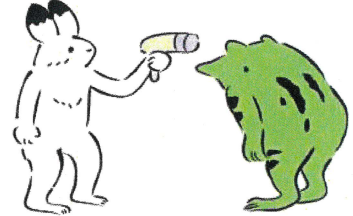
・ 医療機関等で実施された PCR 検査や抗原検査の結果がわかる書類

・ コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書

・ PCR 検査等を実施する検査センターの検査結果

・ 自治体が設置している健康フォローアップセンター等の受付結果（SNS 等によるものを含む）など

詳しくは上野労働基準監督署労災課（03-6872-1316）まで



改正育児・介護休業法について



←オンライン説明会

産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

取得期間/取得可能日数	子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで取得可能
申し出期限	原則、休業の 2 週間前まで
分割取得	2 回まで分割して取得可能（2 回分まとめて申し出する必要あり）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が個別に合意した範囲で休業中に就業することができる。



育児休業制度の変更（改正後の内容）

1 歳までの育児休業	子の出生後 2 回まで分割して取得可能（取得の際にそれぞれ申し出）
特に必要と認められる場合の 1 歳以降の育児休業	休業開始日の柔軟化 期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を、本人の育児休業開始予定日とすることができる。
	特別な事情がある場合に限り再取得可能



最低賃金・業務改善助成金の動画が公開されました。

東京労働局ホームページに東京・神奈川・埼玉・千葉の改正最低賃金額及び業務改善助成金の周知動画が掲載されました。

動画はこちらから↓

令和 4 年 9 月拡充に対応した業務改善助成金の東京労働局職員によるわかりやすい解説動画もあります。

